

○広島県教育委員会会議傍聴規則

広島県教育委員会会議傍聴規則を次のように定める。

広島県教育委員会会議傍聴規則

第一条 広島県教育委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、定例会にあつては直前の定例会の開催日の翌日から、臨時会にあつては臨時会を招集する旨の掲示があつた日から、あらかじめ別記様式第一号による傍聴申請書（以下「傍聴申請書」という。）を提出して、会議開催日の前日までに、別記様式第二号による傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴することができる者の定員（以下「定員」という。）は、十人とする。傍聴券は、定員の範囲内で、申請順に交付する。

3 第一項の規定により傍聴券の交付を受けた者が、前項の定員に達しない場合において、これらの者以外に傍聴しようとする者があるときは、当該傍聴しようとする者は、会議が開催される前までに傍聴申請書を提出して、傍聴券の交付を受けることができる。

4 前三項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に傍聴を許可する必要があると認めたものは、別記様式第三号による傍聴証の交付を受けて、傍聴することができる。

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 三 前二号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそ

れがあると教育長が認めた者

第三条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに傍聴席を離れること。
- 二 私語、談話又は拍手等すること。
- 三 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- 四 教育長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
- 五 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

第四条 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条第七項ただし書の規定により公開しないこととした事件を審議することを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

第五条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

第六条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。